



Design Innovation Meets OSAKA competition 2014

大阪デザインイノベーション創出コンペティション

**大阪企業の「自信」を
デザイナー・クリエイターの手で「革新」へ**

参加企業用 開発テーマ募集要項

企業からの開発テーマを広く募集します

「デザインイノベーション」とは、自社の経営において、デザイナー・クリエイター（※）との製品・サービスの協同開発スキームを通じた新たなビジネスモデルの構築・拡充、ブランド力向上など、デザイン主導による創造的革新のことをいい、企業の成長に大きく貢献することが期待されています。

「DIMO：大阪デザインイノベーション創出コンペティション」は、自社製品や技術等を活用して、新たな高付加価値製品やサービスを開発したい府内中小企業の皆さまと、それらを活用した新製品・新サービス開発アイデアのある、ソリューションを提供できるデザイナー・クリエイターとをマッチングさせることで、中小企業の「デザインイノベーション」を推進する事業です。両者がコラボレーションして新事業展開をめざすとともに、その中から優れたプロジェクトに対し助成金を交付いたします。

このたび、デザイナー・クリエイターとコラボレーションして新製品・新サービス開発に取り組みたい中小企業の皆さまから開発テーマを募集します。本要項の内容をよくお読みいただきご応募ください。

(※) 「デザイナー・クリエイター」とは

本事業では、グラフィック、プロダクト、インテリア、ファッション、コンテンツ、映像、音響、コミュニケーション分野などの各種デザイナーやプランナー、イラストレーター、建築設計者、クラフト制作者のほか、商品・サービス開発等のプロデューサー、マーケティングディレクター、販路開拓コーディネーターなど、「創造性」「独創性」「協調性」によって企業の経営上の課題に対してソリューションを提供し、製品・サービスの高付加価値化事業を具現化（マーケティング、商品企画からデザイン、製造、販路開拓、プロモーションの各専門的活動あるいは有機的な調整）ができる人たちのことを指します。

高い技術や素材、サービスを持つ
大阪府の中小企業



斬新な発想と提案力を持つ
デザイナー・クリエイター



マ
ツ
チ
ン
グ



新たな高付加価値製品・サービスの創出

事業の流れ

※スケジュールはあくまでも予定で、若干前後することがあります。

第1ステージ 企業からの開発テーマ募集

⇒5ページをご覧ください

①開発テーマ募集【4月1日（火）～5月2日（金）】

自社が保有する高度な技術や特殊な素材、独自性の高いサービス等を「開発テーマ」として募集します。

②企業向け応募説明会の開催【4月9日（水）～4月11日（金）】

③開発テーマの選定・発表【6月2日（月）】

DIMO 事務局において、専門家等による提案内容確認（参加資格の適格性など）を行い、外部有識者からなる専門委員会の意見を聞いた上で、企業からご応募いただいた開発テーマを選定、発表します。

第2ステージ クリエイティブ提案募集

⇒9ページをご覧ください

①デザイナー・クリエイターからの提案募集【6月2日（月）～7月11日（金）】

第1ステージで選定した「開発テーマ」に対する新たな用途や価値を生み出す開発などの提案をデザイナー・クリエイターから募集します。

②デザイナー・クリエイター向け応募説明会の開催【6月4日（水）～6月6日（金）】

「開発テーマ」に選定された企業（以下「開発テーマ提供企業」という。）には、「開発テーマ」の詳細についてプレゼンテーションをお願いします。

③開発テーマ提供企業 見学会【6月16日（月）～6月20日（金）】

デザイナー・クリエイターから提案を受けるにあたり、開発テーマ内容がデザイナー・クリエイターにわかりやすく伝わるよう、企業見学（現場視察）の受け入れにご協力いただきます。

第3ステージ マッチング

⇒10ページをご覧ください

①開発テーマ提供企業へのクリエイティブ提案プレゼンテーション及びマッチング

【7月28日（月）～8月11日（月）】

開発テーマ提供企業は、デザイナー・クリエイターから提案内容を説明（プレゼンテーション）を受けます。このうち特に優れた提案に対し、開発テーマを出した企業が主体となって「開発プロジェクト」として正式に選定します。

第4ステージ 助成金申請～決定

⇒12ページをご覧ください

①助成金申請手続き

第3ステージでマッチングが成立したプロジェクトについては、助成金（おおさか地域創造ファンド重点プロジェクト「クリエイティブ連携・高付加価値ビジネス創出プロジェクト事業」：本要項 P17 参照）の申請ができます。開発テーマ提供企業とデザイナー・クリエイターがプロジェクトの内容についてラッシュアップをはかります。

②助成金対象プロジェクト 選定審査

上記①により申請のあったプロジェクトの中から、外部有識者からなる審査委員会において、特に優れた案件（3件程度）を選定し、助成事業を決定します。

〔助成金の概要〕（i）助成期間：平成26年10月頃～平成28年3月31日（予定）

（ii）助成上限額：1,000万円以内（初年度500万円以内、2年目500万円以内）

（iii）助成率：助成対象経費の3分の2に相当する額以内

③事業スタート（交付決定日より〔10月1日を予定〕）

第1ステージ 企業からの開発テーマ募集

1. 募集内容

自社が保有する高度な技術や特殊な素材、独自性の高いサービス等を開発テーマとして募集します。

(1) 求める提案内容

- ① デザイナー・クリエイターとの連携により、新事業展開が望めるテーマ内容であること。
- ② 新たな高付加価値製品・サービスの開発を目指す取組みであること。
(新しい事業にチャレンジする取組みで、新商品・新技術・新サービス等の開発を伴う事業
(既存製品・技術等の改良を含んでも良い) であること)
※ 一次産品(農林水産品ほか)なども対象とします。

《対象とならないもの(例)》

- ◇機械装置等の購入の占める割合が多いなど設備投資が主であるとみなされる事業
- ◇ラフスケッチなどの簡易な制作のみをクリエイティブ提案に求めるもの
- ◇販路開拓のみをクリエイティブ提案に求めるもの など

(2) その他

- ① デザイナー・クリエイターからの提案募集にあたり、開発テーマの内容をよく理解し咀嚼したうえで、適切な提案ができるよう、開発テーマの内容等について事務局からヒアリングをさせていただきます場合があります。
- ② 応募できるテーマは1社(グループ・個人)につき1テーマです。

2. 応募資格

次の内容を全て満たす府内の中小企業者とします。

- (1) 大阪府内に主たる事業所を有し事業を営む中小企業、個人事業主または前記中小企業者で構成されたグループ。
- (2) デザイナー・クリエイターの提案を導入した新事業の実現(新製品やサービスの開発)に意欲があること。
- (3) 開発テーマ内容を公開できること。
※ 取得中の特許などの知的財産や特別な理由がある場合は事前にご相談ください。
- (4) デザイナー・クリエイター向け説明会および企業訪問への対応と、デザイナー・クリエイターからの事業提案に対するマッチング業務への参加が可能であること。
- (5) 次に掲げる除外事由に該当しないもの。
 - ① 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していないもの
 - ② 地方税及びその附帯徴収金を完納していないもの
 - ③ 宗教活動や政治活動を目的にしているもの
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの
 - ⑤ 応募しようとしているテーマと同一内容で、他の公的機関(大阪府や国など)等から助成を受けているもの、または受けることが決まっているもの。

- ※ 中小企業者とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年12月11日法律第147号)第2条に定める中小企業者。(巻末の「中小企業者の定義」参照)
- ※ グループ提案の場合は全社が府内中小企業である必要があります(代表者1者を明確にすること)
- ※ 大阪府内への移転予定、これから創業予定の場合は、開発テーマ発表時(6月上旬予定)までに完了している必要があります。

3. 応募の手続き

応募に必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 募集要項の配付および応募書類の受付

- ① 配付期間 平成26年4月1日(火)から平成26年5月2日(金)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く。午前10時から午後5時まで配付)
- ② 配付・受付場所 DIMO事務局
〒540-0029 大阪府中央区本町橋2-5 マイドームおおさか7階
- ③ 配付方法 上記②の場所にて配付。※郵送による配付は行いません。
以下のホームページからもダウンロードできます。
<http://www.dimo.osaka.jp>
- ④ 提出方法 提出書類一式を上記②あて郵送にて提出してください。
(メールによる提出は不可)
- ⑤ 受付期間 平成26年5月2日(金)まで【必着】
- ⑥ 費用負担 応募に要する経費はすべて応募者の負担とします。

※ 受付後、申請内容の確認等のため、ヒアリングを実施することがあります。その場合は改めてご連絡します。

(2) 提出書類

	必要書類	提出部数
①	【開発テーマ提供企業】応募申請書(テーマ応募様式第1号) ※ 忘れずに押印してください。(個人の場合は実印)	原本1部 コピー5部 (計6部)
②	開発テーマ計画書(テーマ応募様式第2号) ※ ファイリングせず、ステープル留めにしてください。	6部
③	開発テーマの画像(プリントしたもの)	6部
④	開発テーマの詳細がわかる紹介パンフレットなど(ある場合のみ)	6部
⑤	グループの概要(テーマ応募様式第3号) ※ <u>グループ申請の場合のみ</u>	原本1部 コピー5部 (計6部)
⑥	補足説明資料(様式自由、A4サイズ) ※ 補足説明が必要な場合のみ提出してください。	6部

⑦	上記①～⑥のデータを保存したCD-R	1枚
⑧	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（個人の場合は印鑑証明書） ※ 提出の日において発行後3か月以内のもの	原本1部 コピー5部 （計6部）
⑨	決算関係書類（直近3期分の財務諸表及び確定申告書（別表一～四）。 決算期が2期に達していない場合は1期分）	6部
⑩	「2 応募資格」(5)①及び②にかかる納税証明書 ア 大阪府の府税事務所等が発行する「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書 イ 税務署発行の納税証明書（その3の3〔法人の場合〕、その3の2〔個人の場合〕）未納の税額がないことの証明書 ※ ア及びイの両方とも必要です。	原本1部 コピー5部 （計6部）
⑪	事業や法人を紹介するパンフレット等、組合等は事業計画書・事業報告書	6部

※ グループ申請の場合、⑧、⑩、⑪の書類については、すべてのグループ構成員のものを提出してください。

※ 提出いただいた書類は、本事業の審査以外には使用しません。また返却できませんので、あらかじめご了承ください。

※ 応募書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがありますので、提出前に十分確認のうえ提出してください。

※ 応募用紙は、第三者にも理解できるよう明瞭かつ具体的に記載してください。

4. 結果発表

DIMO 事務局において、専門家等による申請内容確認（参加資格の適格性など）を行い、外部有識者からなる専門委員会の意見を聞いた上で開発テーマを決定します。なお、結果については5月下旬頃に書面にて通知するとともに、デザイナー・クリエイターから提案を受ける「開発テーマ」として本事業のホームページ上（<http://dimo.osaka.jp>）で公開します。（掲載内容は企業名、開発テーマ名、開発テーマの概要（画像含む）など）

※個別の審査結果に関するお問い合わせについては応じられませんので、あらかじめご了承ください。

5. 応募にあたっての注意事項（権利保護等）

- (1) 応募された開発テーマに関する知的財産権は応募者にあります。応募にあたっては、応募者の責任において権利保護等の手続きをしてください。知的財産権に関して生じた問題の責任については応募者が負うものとし、事務局は一切の責任を負いません。
- (2) 他者の知的財産権を侵害する疑いがある場合は、審査の対象とならないことがあります。
- (3) 事務局は応募書類受理後、応募情報の管理について万全の注意を払いますが、天災その他不慮の事故・破損・紛失については一切の責任を負いません。

6. 開発テーマ募集にかかる企業向け説明会

開発テーマ募集にかかる説明会を下記の日程で開催します。応募をご検討の方はできるだけご参加ください。なお、会場準備の都合上、ご参加の際は「①申込者氏名、②会社名・所属、③メールアドレス、④電話番号、⑤参加人数、⑥参加希望日」を事前にメールまたはFAXでご連絡ください。

【お申し込み先】 DIMO 事務局 メールアドレス info@dimosaka.jp

FAX 06-6944-3748

- ① 日時：平成26年4月9日（水）18時30分～20時00分
場所：MOBIO南館2階 第1会議室（東大阪市荒本北1-4-17 ものづくりビジネスセンター）
- ② 日時：平成26年4月10日（木）18時30分～20時00分
場所：堺市産業振興センター4階 セミナー室1（堺市北区長曾根町183-5）
- ③ 日時：平成26年4月11日（金）14時00分～15時30分
場所：マイドームおおさか4階 大阪府共用会議室（大阪府中央区本町橋2-5）

7. 応募に関する問い合わせ

開発テーマ応募にあたっての質問・ご相談等は、以下の場所で受け付けます。事前にメールまたはFAXにてご予約のうえお越しください。

場所：DIMO 事務局（大阪府中央区本町橋2-5 マイドームおおさか7階）

FAX：06-6944-3748

メール：info@dimosaka.jp

- ※ メール・FAXには ①企業名 ②担当者名 ③担当者連絡先（電話、メールアドレス）
④相談希望日時（第1・第2希望）を記載してください。

第2ステージ クリエイティブ提案募集

第1ステージで選定された「開発テーマ」に対し、新たな用途や価値を生み出す開発などの提案をデザイナー・クリエイターから募集します。

1. デザイナー・クリエイター向け応募説明会でのプレゼンテーションについて

「開発テーマ」に選定された場合、6月上旬に実施予定の「デザイナー・クリエイター向け応募説明会」において、「開発テーマ」の詳細についてプレゼンテーションしていただきます。詳しくは「開発テーマ」に選定された際にご連絡いたします。

2. デザイナー・クリエイター等に対する開発テーマ提供企業の見学会の実施

デザイナー・クリエイターから提案を募集するにあたり、「開発テーマ」内容がデザイナー・クリエイターにわかりやすく伝わるよう、企業見学（現場視察）の受け入れにご協力いただきます。

なお、企業見学の実施は任意ですが、デザイナー・クリエイターが開発テーマの内容を理解し、より希望に沿った提案がなされるためにも、実施を推奨します。

**その他、クリエイティブ提案に関する詳細は、6月上旬に公表予定の
〔クリエイティブ提案募集要項〕をご覧ください。**

DIMO 事務局ホームページ <http://dimo.osaka.jp>

第3ステージ マッチング

1. クリエイティブ提案者（デザイナー・クリエイター）からのプレゼンテーションの実施

開発テーマ提供企業とクリエイティブ提案とのマッチングに向け、提案のあったデザイナー等からのプレゼンテーションを開発テーマごとに実施します。【7月28日（月）～8月11日（月）頃実施予定】
時間や場所等の詳細については、追って対象となる企業あてに連絡します。

- ※ この時点でデザイナー・クリエイターから提案応募がなかった開発テーマについては、プレゼンテーションは実施されず、マッチングは不成立となります。（助成金の対象となりません）
- ※ プレゼンテーション実施にあたっては、開発テーマ提供企業とデザイナー・クリエイターとの間で秘密保持に関する書面等を作成いただきます。

2. マッチングの成立

上記プレゼンテーションやデザイナー・クリエイターからの企画提案書の内容を勘案し、DIMO事務局のサポートの下、開発テーマを出した企業が主体となって優れた提案を選定します。選定後、デザイン費等の経費、知的財産権などについてデザイナー・クリエイターと話し合い、契約に向けた最終決定を行います。

- ※ マッチングが成立したプロジェクトの実現化・商品化を検討する権利は、開発テーマ提供企業が26年10月末日まで優先保持します。
- ※ デザイナー・クリエイターからの企画提案が複数あった場合、採択しなかった提案内容の実現化・商品化の権利はあくまでデザイナー・クリエイター側が有しますので、無断で開発テーマ提供企業が使用することはできません。（ただし、デザイナー・クリエイター（企画提案者）と協議が成立し、有償にて使用するなど合意形成された場合はこの限りではありません。）

3. マッチングが成立したプロジェクトの公表について

マッチングが成立したプロジェクトについては、企業名、デザイナー・クリエイター名、プロジェクトのタイトル等について本事業ホームページ上にて公表します。また、本事業のさまざまな媒体やイベント等にて積極的にPRします。

- ※ マッチングが成立したプロジェクト内容等の公表に関する権利は事務局が優先保持します。

4. マッチングが成立したプロジェクトに対する支援について

マッチングが成立したプロジェクトについては、助成金（おおさか地域創造ファンド）の申請をすることができます。マッチング後、開発テーマ提供企業とデザイナー・クリエイターとが協議しながら、プロジェクト内容のブラッシュアップをはかり、助成金申請書類を作成、提出いただきます。詳しくは次ページ以降をごらんください。

なお、マッチングに至ったものの、助成対象とならなかった事業についても以下の支援を行います。

- (1) 製品開発や知財対策、デザイン契約締結等に関するアドバイス等を行い、プロジェクトの事業化・商品化を支援します。
- (2) 事業化・商品化がされた場合、本事業のホームページへの掲載等により積極的にPRいたします。
- (3) 国や大阪府、その他団体等の助成事業の紹介等を行います。

また、マッチング成立後、助成金を申請せずに関係に着手することも可能です。その場合も上記(1)～(3)の支援を活用いただけます。

第4ステージ 助成金申請～交付決定

DIMO(大阪デザインイノベーション創出コンペティション)に応募し、クリエイティブ提案者(デザイナー等)とのマッチングが成立したプロジェクトについては、開発テーマ提供企業が助成金(おおさか地域創造ファンド重点プロジェクト「クリエイティブ連携・高付加価値ビジネス創出プロジェクト」事業)を申請できます。

マッチング後、開発テーマ提供企業とデザイナー・クリエイターとが協議しながら、プロジェクト内容のブラッシュアップをはかり、助成金申請書類を作成、提出してください。(助成金申請書類は追って対象となる企業にご案内します)

1. 助成金の概要

- (1) 助成期間 : 平成26年10月頃～平成28年3月31日(予定)
- (2) 助成上限額 : 1,000万円以内(初年度500万円以内、2年目500万円以内)
- (3) 助成率 : 助成対象経費の3分の2に相当する額以内
- (4) 助成対象経費 : 助成対象経費は、次の①～③の条件に適合する経費で、かつ下記の「助成対象経費一覧」に掲げる経費です。
 - ① 開発テーマ提供企業とデザイナー・クリエイターのマッチングが成立したプロジェクトの実施に直接必要な経費
 - ② 助成対象経費(使途、金額等)が証拠書類等で確認可能であり、かつ助成事業にかかるものとして明確に区分できるもの
 - ③ 助成金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、助成事業実施期間中(当該年度中)に支払いが完了する経費

〔助成対象経費一覧〕

事業区分	内 容
1.製品・技術等 開発	①デザイン料、プロデュース企画費 ②調査研究費(市場調査・データ購入・調査分析等に要する費用) ③専門家(アドバイザースタッフ・講師等)謝金・旅費 ④製品・技術等開発の一部を委託する経費 ⑤原材料費(製造・販売・改良のための仕入れとみなされるものを除く) ⑥試作品製造にかかる機械装置の借用(レンタル、リース)、もしくは高度な設備の使用(負担金等を含む)、又は試作品製造にかかる機械装置であって、それ自体に改良を加える必要があるものの購入に関する経費 ⑦外注加工費、技術等コンサルタント料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費(初期費用のみ) ⑧知的財産権の取得に要する弁理士等手続き代行費用(特許等登録料、審判費用、登録印紙代等を除く)

2.販路開拓 (市場開発)	①調査研究費(市場調査・データ購入・調査分析等に要する費用) ②専門家(アドバイザースタッフ・講師等)謝金・旅費 ③販路開拓の一部を委託する経費 ④展示会等の会場整備費、会場借料、出展料 ⑤広告宣伝費、ホームページ作成費
3.事務費 ※上記1・2に 係るものに限る	①従事者旅費 ②資料購入費、通信運搬費、通訳料、翻訳料 ③販路開拓のための展示会等の出展に係るアルバイト賃金・交通費

※ 消費税等の扱い

助成対象事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

※ 助成対象とならない経費〔例〕

◇ 人件費	◇ 借入に伴う元本及び支払い利息	◇ 公租公課
◇ 不動産購入費	◇ 官公署に支払う手数料等	◇ 飲食・接待費
◇ 税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用	◇ 汎用的な機器購入	
◇ 他の事業と明確な区分が困難である費用	◇ 運転資金など開発以外の経費	
◇ 仕様書、見積書、契約書（請書）、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の場合		
◇ その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用		

(5) 留意事項

- ① 助成対象者は、開発テーマに応募し、デザイナー・クリエイターとのマッチングが成立した中小企業者またはグループ、個人事業主とします。
- ② 機械装置等の購入の占める割合が多いなど、設備投資が主たる事業とみなされる事業は対象となりません。（量産用資金、開業・運転 資金を目的とした制度ではありません。）
- ③ 同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、助成金を受けることができません。
- ④ 助成対象事業は、開発テーマ提供企業とクリエイティブ提案者（デザイナー等）が主体となって実施しなければなりません。よって、事業の大半を第三者に委託するなど、その発注内容によっては助成対象経費と認められない場合があります。
- ⑤ 助成金は年度ごとに交付額を決定します。このため、申請いただいた助成金交付申請額について、助成金対象経費の精査等により、減額して交付決定する場合があります。
- ⑥ 複数年度にわたる事業の場合も、助成金の交付申請、交付決定は毎年度行います。併せて事業継続にかかる審査を受けていただきます。
- ⑦ 助成金の交付は、年度毎の助成期間終了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費を支出していただき、各年度の助成期間終了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した事業報告書を提出いただきます。D I M O事務局及び（公財）大阪産業

振興機構においてその内容を確認の上、助成金を交付します。

- ⑧ 平成26年度の助成期間（事業実施期間）は、助成金交付決定日（平成26年10月1日を予定）から平成27年3月31日までです。

2. 審査の方法

(1) (公財)大阪産業振興機構に設置された「おおさか地域創造ファンド事業 審査委員会及び専門委員会」において、次の(2) 審査基準に基づき総合的に審査を行い、助成対象事業を決定します。なお、同委員会でプレゼンテーションを依頼する場合がありますが、詳細は別途、対象となる方にお知らせします。

(2) 審査基準

上記の審査ポイントは以下のとおりです。

項目	基準(ポイント)
市場性	<ul style="list-style-type: none">市場性の高い製品・用途開発が期待できるものであるか。相当の市場が見込めるか、又は(潜在的な需要の掘り起こし等)新たな市場の開発が見込めるか。ターゲットとする市場において優位性を有し、成長を図ろうとしているか。
成長性	<ul style="list-style-type: none">助成期間終了後も、ビジネスの拡充や持続可能なモデルとなっているか。クリエイティブ提案の活用により新たなビジネスの創出が期待できるか。
新規性 ・革新性	<ul style="list-style-type: none">事業内容、事業モデルが新規もしくは革新的であるか。クリエイティブ提案の活用によって、自社に多面的なデザインイノベーション(開発力・ブランド力の向上など)を通じた新事業展開を導こうとしているか。
実現可能性	<ul style="list-style-type: none">新規ビジネスを創出する意欲・能力はあるか。助成事業終了時の到達目標を明確に設定しているか。またその目標達成に向け、戦略的に取り組む内容となっているか。中小企業の素材や技術、サービス等を活かすことができる内容か。クリエイティブ提案を理解し、経営資源として自社の経営に取り入れようとする意欲があるか。
経営評価	<ul style="list-style-type: none">(開発テーマ提供企業の)経営上、大きな問題(過大な債務等)がないか。
地域活性化 への波及効果	<ul style="list-style-type: none">地域の中小企業への波及効果や、地域イメージの向上など、地域経済に好影響を与え、活性化に寄与する内容となっているか。
特別加点枠	<ul style="list-style-type: none">中小企業の中でも、小規模企業者(*)に対し加点。 <p>(*) 小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第4項第5号に規定する「おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者」をいいます。</p>

(3) 審査結果

審査の結果については、9月下旬頃に書面にて通知します。

※ 個別の審査結果に関するお問い合わせについては応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 採択事業の公表

助成対象事業に採択されたプロジェクトについては、DIMO事務局、大阪府及び大阪産業振興機構の各ホームページに、事業者名、事業名、事業概要等を公表します。

3. マッチング成立から助成決定までのスケジュール

◇マッチングプロジェクト発表・・・・・・・・・・8月11日（月）



◇助成金応募書類の作成・・・・・・・・・・8月11日（月）以降

※ この間に、開発テーマ提供企業とデザイナー等との間でNDA（秘密保持契約）締結ほか、関係書類の作成等を行います。

◇助成対象事業選定 審査委員会・・・・・・・・・・9月中～下旬頃

◇事業スタート・・・・・・・・・・交付決定日より〔10月1日を予定〕

※ 上記スケジュールはあくまでも予定で、若干前後することがあります。

4. 助成事業開始後のサポートについて

助成事業のスタート後は、DIMO事務局のコーディネーターによる事業の進捗状況のヒアリングや、事業化に向けた課題解決のためのサポートなどを行います。

5. 助成事業に決定された後の注意事項

- (1) 助成事業の経費の配分の変更（2割以上の場合）又は事業内容を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合は、事前に変更の手続きが必要です（必ず事務局にご相談ください）。
- (2) 事業途中で中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- (3) 助成事業期間中における事業の遂行状況について、適宜、報告を求めることがあります。
- (4) 助成事業完了後又は事業年度終了後、助成金交付のため、支払の帳票類等の証拠書類を添付して実績報告書を提出していただきます。
- (5) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効率的な運用を図っていただかなければなりません（一定の期間内の処分は不可）。
- (6) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価額が1件当たり10万円以上）を、助成事業完了後5年間(耐用年数が5年間以上の場合は、耐用年数終了まで)助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。やむを得ず譲渡等をする場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (7) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、助成事業が完了した日の属す

る年度の終了後5年間保存してください。

(8) 助成事業終了後においても、公益財団法人大阪産業振興機構 理事長の求めに応じ、各年における助成事業成果の企業化状況等を報告いただきます。

(9) 本助成事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」の規定を準用します。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」については、<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S30/S30HO179.html> を参照ください。

おおさか地域創造ファンドについて

1. 本事業は「おおさか地域創造ファンド」を活用し、重点プロジェクト「クリエイティブ連携・高付加価値ビジネス創出プロジェクト」の一環として実施します。

おおさか地域創造ファンドの目的

おおさか地域創造ファンドは、官民連携により設置した基金の運用益を活用し、技術や人材、歴史・伝統など地域の資源を活用した新しい事業にチャレンジする中小企業者等に対して、その事業の立ち上げ経費の一部を助成することにより、事業化を支援し、地域の活性化を図るものです。

参考 [おおさか地域創造ファンドの概要]

- 基金総額 200 億円
- 事業期間 10 年間
- 事業主体 公益財団法人大阪産業振興機構

2. おおさか地域創造ファンド重点プロジェクト「クリエイティブ連携・高付加価値ビジネス創出プロジェクト」の実施体制

(1) 一般社団法人DCC

一般社団法人DCCは、本プロジェクトを推進するための広域支援機関として知事が認めたもので、D I M O（中小企業とデザイナー・クリエイターとのマッチングを支援）を推進するとともに、助成事業者への伴走支援（専門的助言ほか）、進捗把握、広報などを行います。

(2) 大阪府

一般社団法人DCC及び公益財団法人大阪産業振興機構と連携しながら、事業推進のための後方支援、国や地方公共団体、民間団体等が展開する施策との連携などの支援を行います。

(3) 公益財団法人大阪産業振興機構

おおさか地域創造ファンドの事業主体として、助成対象事業の審査・評価、助成金の交付決定、事業実績の確認及び助成金交付などを行います。

中小企業者の定義

1. 中小企業者とは

「中小企業者」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年12月11日法律第147号)第2条に定める中小企業者とします。

2. 中小企業者のグループとは

- ・「中小企業者のグループ」とは、当事業を実施するために分担金方式等により複数の中小企業者で構成されたグループとします。この場合、大阪府内に主たる事業所等を有する中小企業者を代表者にしてください。
- ・グループ構成員に中小企業者以外の任意団体が参画することは可能ですが、中小企業者の構成比が2分の1以上であることを要件とします。
- ・グループについては、提案上、1つの企業とみなし、応募書類提出後は、代表者及びグループ構成員の変更は原則として認めません。

【参考】独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年十二月十一日法律第百四十七号）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年五月二十六日政令第百八十二号）

（中小企業者の範囲）

第一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。

業種 資本金の額又は出資の総額 従業員の数

- 一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） 三億円 九百人
- 二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業 三億円 三百人
- 三 旅館業 五千万円 二百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- 八 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

DIMO(大阪デザインイノベーション創出コンペティション)事務局

住 所 〒540-0029 大阪府中央区本町橋2-5 マイドームおおさか7F

電 話 06-6944-3747

FAX 06-6944-3748

URL <http://dimo.osaka.jp>

E-mail info@dimo.osaka.jp